うち、地方公務員法第17条、第28条の４第１項及び第28条の６第１項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条及び第４条に規定する職員であつて、各年度の４月１日において在職している職員の数として総務大臣が調査した数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

$$B = -0.12 \times c + 13.000$$

算式Ⅱの符号

c　平成25年７月１日現在におけるラスパイレス指数。ただし、「「平成25年７月時点のラスパイレス指数等調査」の追加提出について」（平成25年12月９日付け総行給第84号）に基づいて平成25年８月以降の給与減額措置等について調査表により報告された市町村については、次の算式によつて算定した数とする。

算式

$$c_1 - \frac{\delta \times (c_1 - c_2)}{9}$$

算式の符号

c_1　平成25年７月１日現在におけるラスパイレス指数

c_2　当該給与減額措置等を行つた時点におけるラスパイレス指数

δ　平成25年ε月に当該給与減額措置等を行つた場合（ただし、εは８以上12以下の整数）

$16 - \varepsilon$

平成26年ε月に当該給与減額措置等を行つた場合（ただし、εは１以上３以下の整数）

$4 - \varepsilon$

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅲ

$$C = -0.169 \times d + 16.9$$

算式Ⅲの符号

d　平成21年から平成23年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数（ただし、平成21年４月２日から平成24年４月１日までの間に合併を行つた団体における合併前の各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数は、総務大臣が通知した数値とし、陸前高田市、上閉伊郡大槌町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村における平成23年４月１日現在におけるラスパイレス指数については、平成22年４月１日現在におけるラスパイレス指数とする。）、平成24年４月１日現在において国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の特例措置がないこととした場合のラスパイレス指数として総務大臣が算定した数及びこの表の市町村の項算式の符号Ｂ算式Ⅱの符号ｃの合計数を５で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅳ

$$D = \frac{f - e}{e \times (-0.191)}$$

$\frac{f-e}{e}$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

e　平成７年度から平成11年度までの地方財政状況調査による人件費（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「性質別経費の状況」（以下この表において「市町村調査票性質別経費」という。）の表側「１．人件費」、表頭「決算額」欄の数から「人件費の内訳」の表側「６．退職金」、表頭「決算額」欄の数を控除した数に市町村調査票性質別経費の表側「11．投資的経費　うち人件費」、表頭「決算額」欄の数を加算した数をいう。以下この表の市町村の項において同じ。）の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

f　平成20年から平成24年までの地方財政状況調査による人件費の合計数（ただし、平成23年度及び平成24年度については復旧・復興事業分を控除して得た額とする。）を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅴ

$$E = 2 - \frac{h - g}{g \times 0.284}$$

$\frac{h-g}{g}$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

g　平成７年度から平成11年度までの地方財政状況調査による物件費（市町村調査票性質別経費の表側「２．物件費」、表頭「決算額」欄の数をいう。）、補助費等（市町村調査票性質別経費の表側「５．補助費等」、表頭「決算額」欄の数をいう。）、繰出金（市町村調査票性質別経費の表側「９．繰出